

ドライブレコーダ機器等導入促進助成金交付要綱

(公社)秋田県トラック協会

(目的)

第 1 条 秋田県トラック協会（以下「秋ト協」という）は、事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するシステム（以下「ドライブレコーダ」という）の普及を図るため、ドライブレコーダ機器等（以下「機器」という）の導入を行う会員事業者（以下「会員」という）に対して助成金を交付する。

(対象機器)

第 2 条 助成の対象となる機器等は、買取りまたはリースで別に定める映像や走行データを記録するドライブレコーダ車載器等で、別に定める「貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン」で分類され、一定の評価を得られた機器等とする。

2. 上記のガイドラインに該当しない機器でも、一定の性能を有するものは対象とする。

(交付額)

第 3 条 助成金の交付額は、会員が平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 2 月末日までに新たに装着する機器に対して、機能に応じて次の通りとする。

補助額は、1 台当り機器本体の半額とし限度額を次の通りとする。

○ドライブレコーダ

・簡易型	1 台	10,000円
・標準型	1 台	20,000円
・運行管理連携型	1 台	30,000円
・スマートフォン活用型	1 台	5,000円

上記に該当しない機器については、スマートフォン活用型に準じて助成する。

2. 一会員当たりの補助機器の台数は規模に応じて次のとおりとする。
なお、1 台当たりの単価は考慮しないものとする。

(会費算定車両数)	50 両以下	5 台まで
	50 両を超える	10 台まで

3. 補助額について、1,000 円未満の端数は切り捨てとする。

4. 国等からの補助金を受けた機器に対しては助成金を交付しない。

5. 上記期間内であっても、予算額に達した場合はその時点までとする。

(助成方法)

第 4 条 助成を受けようとする場合は、事前に「ドライブレコーダ機器導入助成申請書」を秋ト協へ提出する。

(交付決定)

第 5 条 秋ト協は、前条の申請が適正であり、交付を適当と認めた場合は「ドライブレコーダ機器導入助成承認書」を会員へ交付する。

(交付請求)

第 6 条 会員は、機器装着が完了したときは、対象機器の基準に応じて様式 1 の 2 「ドライブレコーダ機器導入助成事業実績報告書」(助成金請求書)を秋ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第 7 条 秋ト協は、前条に基づき実績報告及び助成金の請求があったときは、その内容を審査し、条件に適合すると認めたときは会員に対して助成金を交付する。

(機器の処分制限)

第 8 条 会員は、交付対象となった機器が装着の日から起算して 1 年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という)に供してはならない。
但し、あらかじめ秋ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、秋ト協が別にこれを定める。

《附 則》

1. 本要綱は平成 24 年 4 月 1 日より適用する。
2. EMS・ドライブレコーダ機器導入促進助成金交付要綱(平成 24 年 1 月 28 日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

3. 平成25年5月29日改正、同年4月1日から実施する。
4. 平成26年5月22日改正、同年4月1日から実施する。
5. 平成27年5月25日改正、同年4月1日から実施する。
6. 平成28年5月25日改正、同年4月1日から実施する。